

改正商法(「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律」)の施行

昨年5月18日、第196回国会において「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律」(以下、改正商法)が可決、同月25日に公布され、来る4月1日に施行されることになりました。改正商法は、明治32年の商法制定以降、基本的な骨格が維持されてきた運送(第2編 商行為 第8章 運送営業)および海商(第3編 海商)の規定を、大きく変化した海運業界の世界標準や経済・社会情勢に対応させるべく、多くの規定を修正、新設して現代化したものです。

本号では、改正商法における主要な改正ポイントについて簡単にご紹介します。各ポイントの改正理由や背景の詳細についてはマリンニュース No.200、No.201をご参照ください。

1. 運送法の主な改正点

(1) 運送営業に関する総則規定(改正前商569条～592条、改正商569条～594条)

改正前商法に規定されていた運送営業に関する規定は陸上運送にのみ適用されるものでしたが、改正商法では航空運送の定義および複合運送の規定を新設した上で、陸上運送、海上運送、航空運送及び複合運送にも共通して妥当する総則的規律と位置付けられることになりました。他方、海上運送に関する規定は運送営業の規定を前提とした特則として位置付けられることになりました(第3編第3章 海上物品運送に関する特則)。

陸上運送と海上運送の区分について改正前商法は、湖川および港湾(これには平水区域を含む)における運送は陸上運送とされており、堪航能力担保義務(改正前商738条)等の海上運送に特有の規定は適用されないとされていました。この区分は社会通念にそぐわない嫌いがあるため、湖川および港湾などの水域において航行する船舶による運送も海上運送として取り扱われるべく改正されました。

(2) 複合運送人の運送品に対する責任(改正商578条)

改正商法では複合運送(陸上運送、海上運送、航空運送のうち二つ以上の運送を組み合わせた運送)に関する規定が新設され、運送品の滅失等の原因が生じた運送が判明している場合、当該運送人の責任はその運送に適用される法令や条約に従うことになりました(ネットワーク・システム)。なお、事故発生場所が不明である場合の適用法規については定められておらず、運送契約の内容によると解されています。

(3) 荷送人の危険物に関する通知義務(改正商572条)

改正前商法その他の法令において荷送人のこの種の通知義務は明示されておらず、従来は信義則上の義務として理解されてきました。改正商法は、いわゆる NYK ARGUS 号東京高裁判決(平成25年2月28日判時2181号3頁)などを踏まえて、危険物の引渡しの前に運送人に対して危険品である旨および運送品の品名、性質その他の運送品の安全な運送に必要な情報を通知する義務を荷送人に負担させる旨を明文化しました。この通知義務違反の性質については、改正の議論では無過失責任とすべきとの意見もありましたが、最終的に過失責任とされました(通知義務違反につき荷送人に帰責事由がない場合には賠償責任を負わないものと整理されました)。

(4) 運送人の不法行為責任への責任軽減規定準用(改正商587条)

運送品を滅失・毀損した運送人に対する不法行為上の損害賠償責任にも、原則として、運

- 送人の責任軽減規定(改正商576条、577条、584条、585条)が準用されることとなりました。
- (5) **運送品が全部滅失した時の荷受人の権利取得**(改正前商583条1項、改正商581条1項、2項)
改正前商法では、荷受人が運送人について荷送人と同一の権利を取得するためには運送品が到達地に到着することが必要とされていました。そのため運送品が運送途中で全部滅失した場合、荷受人が運送人に損害賠償請求を行うためには、荷送人からその権利の譲渡を受ける必要がありました。改正商法は、荷受人は荷送人による債権譲渡無しに荷送人と同様の権利を当然に取得することを明文で規定しました。
- (6) **運送人の責任に関する期間制限**(改正前商589条、566条、改正商585条)
運送人の責任に関する期間制限が「運送品を受け取った(全部滅失の場合は受け取るべきだった)日から1年の消滅時効」から「運送品の引き渡しを起算日とする1年間の除斥期間」へと変更され、改正前国際海上物品運送法第14条と改正前商法566条との規律内容の違いが解消されました。これにより、当事者間の合意による期間の延長が可能となりました。
- (7) **旅客の人身損害についての運送人責任の特約禁止**(改正商590条、591条)
改正商法では、旅客の運送人の責任原則については従来規律が維持される一方、人身損害に関する運送人の責任を減免する特約は明示的に無効とされました。すなわち、運送人は、従前どおり、運送に関して注意を怠らなかつたことを証明しない限り、賠償義務を負うこととなります。また、海上運送について改正前商法で定められていた、人身損害について運送人の免責約款を禁止する規定(改正前商739条、786条)が、旅客運送の総則規律として整理されました。その他の旅客運送に関する規定も統一され、海商編の旅客運送に関する規定は削除されました。
- (8) **高価品の特則**(改正前商578条、改正商577条)
高価品の特則については、その適用除外の規定の仕方が改正の争点でしたが、運送人が運送契約締結時に運送品が高価であることを知っていた場合あるいは、運送人の故意または重大な過失によって高価品の損傷や延着が発生した場合は高価品の特則の適用除外となる従来判例法理が、改正商法にて明文化されました。

2. 海商法の主な改正点

- (1) **国内海上運送の定義の再整理**(改正前商569条、改正商569条)
上述(1.(1))のとおり改正前商法において陸上運送として整理されていた湖川、港湾における運送が改正商法では海上運送に含まれるものとなりました。これにより、船舶による国内輸送は一律海商編の適用対象となりました。
- (2) **定期傭船契約に関する規定**(改正商704~707条)
改正前商法では規定を欠いており、その法的性質が議論の対象となっていた定期傭船契約が、改正商法にて典型契約類型として定義されました(704条)。ただし、改正商法に置かれる定期傭船契約に関する規定は、船長に対する指揮権(705条)、費用負担(706条)、一部運送及び船舶賃貸借規定の準用(707条)と最小限に留められており、従来の実務通り契約自由の原則が認められています。

(3) **海上運送状に関する規定**(改正商770条)

海上運送状は船荷証券と異なり、有価証券はなく、改正前商法でも規定を欠いていましたが、改正商法で新設されました。規定内容はその発行方法と記載事項に留めており、法的効果については運送契約当事者間の取り決め内容に委ねる形となっています(「海上運送状に関する CMI 統一規則」を採用するなど)。

(4) **運送人の堪航能力担保義務**(改正前商738条、改正商739条)

改正前商法のもとでは、判例上無過失責任とされていた運送人の堪航能力担保義務が改正商法では過失責任へと改められ、運送人が堪航能力保持について注意を怠らなかったことを立証できれば免責されると定められました。

(5) **船舶衝突による物損の不法行為責任の期間制限**(改正前商798条、改正商789条)

船舶衝突による財産損害に対する賠償請求権の消滅時効期間が1年から2年へ延長され、その起算点も「不法行為の時」と明文化されました。なお、人身損害については商法の規定は適用されず、民法の一般原則に従い被害者が「損害及び加害者を知った時から」3年間(改正前民法724条)、改正民法施行後は5年間(改正民法724条)が経過した時点で消滅時効が成立します。

(6) **救助料額の決定事由の追加**(改正前商801条、改正商793条)

改正前商法は、救助料について特約がない場合、裁判所は、危険の程度、救助の結果、救助のために要した労力および費用その他の一切の事情を斟酌して救助料額を決定すると規定しています。改正商法では1989年海難救助条約13条の内容を取り入れて、「救助のために要した労力及び費用」に救助者がとった「海洋の汚染の防止又は軽減のためのもの」が含まれることが明記されました。

(7) **救助における特別補償料**(改正商805条)

改正商法では1989年海難救助条約14条の内容が取り入れられ、救助作業が不成功あるいは一部成功に終わった場合でも、救助者が環境損害の防止軽減措置をとった場合に被救助財産の所有者に対して請求できる特別補償料に関する規定が新設されました。

(8) **救助料債権の消滅時効**(改正前商814条、改正商806条)

改正商法では1910年海難救助条約10条および1989年海難救助条約23条の内容が取り入れられ、救助料債権の消滅時効期間が1年から2年へと延長されました。

(9) **海上保険契約締結時の告知義務**(改正商820条、829条)

保険法4条は消費者保護の観点から、保険契約締結時における契約者の告知義務対象を重要な事項のうち保険会社が告知を求めたものに限定しています(質問応答義務)が、改正商法では海上保険契約を典型的な企業分野保険と位置づけて、保険契約者は保険契約の締結にあたって保険会社に重要な事実を自ら告げ、また重要な事項について不実のことを告げてはならないと明記しました(自発的告知義務、改正商820条)。なお、保険契約者の故意または重大な過失による告知義務違反が判明した場合、保険会社は保険契約を解除することが認められています(改正商829条)。

以上